

Title	労働者と産業管理権
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.6 (1919. 6) ,p.665(1)- 686(22)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の文注御へ主告廣)

英國製防水保證付

クレイヴネット

レインコート

金三十三圓ヨリ各種

最新流行

小児洋服

神田區神保町角

東京デパートメントストア

電本局三一四一

三田學會雜誌 第十三卷 第六號

論 說

勞働者と産業管理權

堀江 歸一

巴里講和會議に附屬して行はれたる國際勞働法規の議事に據れば、其決議の一箇條として、國際聯盟に加入する諸國は勞働を商品として取扱はざることを公にしたり。此決議は一面より見れば、今日の實際に適合するが如く、又他の一面より見れば、遠き既往に遡りて、云爲したるに止まれるの觀なき能はず。蓋し既往に於ては勞働と物品とは全然同一視せられ、勞働者を所有する主人は其好む程度まで、勞働者の身體より勞働力を吸引し、又何時と雖も、價格を定めて、之を他人に讓渡す

第十三卷 (六六五)

論 說 勞働者と産業管理權

第六號

一

を得たり。是れ奴隷労働時代に於ける一の特徴として、後人の記憶に存する所なりと雖も、人身の自由、人身の平等を尊重する思想の發生して以來、斯る制度は自ら打破せられ、之に代つて、資本家自ら決定する賃銀を労働者に與へて、其労働力を刺戟せんとする現時の賃銀制度の起るを見たり。隨て資本家階級は人に對する所有權を喪失したれども、一方に此損失に報ゆる爲め、労働を雇備するに、自己に有利なる條件に於てし、以て自家の經營する事業の利益を増進するの目的を達せんとしたり。斯くて奴隷制度と今日の賃銀制度とを比較すれば、前者に於ては資本家は人間全部を買收したるに反し、後者に於ては人間の労働力のみを買收するの相違を見るに至れり。而して此相違たる、總ての人は人として權利を有し、何人も他人に對して君主たる能はざるの事實を示したるものとして、時人の注意を惹くもの小ならざりき。然れども労働の所有權と資本の所有權とを離隔し、兩者の間に何等聯絡の通するものなき場合には、資本と労働とを有する一部の階級は生産上に絶對の管理權を行ひ、一方に労働のみを有する者は資本を有する者に對して、其労働を賣却せざる可からざるを以て、資本の所有者は結局労働者を所有するか、又

は少なくとも之を支配するに至る可し。斯の如く觀察するとき、奴隷労働の廢棄せられたる今日に於ても、尚ほ労働を以て、全然商品たるの取扱を脱したりと認むる能はざるなり。

固より近代の労働者は斯く商品たるの取扱を受けて、之を不問に附するが如き無識無氣力の者に非ず、幾多の努力に依て、斯る地位を蟬脱せんとしたるや、論を俟たず、彼の職工組合運動の如き、正に其努力の一端を示したるものなり。蓋し職工組合が産業社會に於ける一團體として、文明諸國を通じて、發達の著しきものであるは之を争う可からず。而して職工組合發達の結果として、労働者殊に組合に屬する労働者が改善せられたる労働條件の下に労働し、斯くて社會一般の生活程度に上進を促すに至れるは、何人も疑を挟む能はざる所なる可し。即ち職工組合あるが故に、労働者は傭者に對して、自己の労働す可き或る條件を指定すると共に、此條件をして社會の進運に伴はしむるを得たり。是れ即ち從來の労働運動に於て、「トレード、ユニオンイズム」なるものが一般に重要視せられたる所以なれども、一方に此主義が如何に發達するも、労働者をして産業に對する管理、産業の經營に就て、何

等の權能を有せしめざるの一事は其最も大なる缺點なりとして、近時世人の注目する所と爲れり。思ふに職工組合の組織鞏固なるに隨ひ、勞働者は種々の方面に於て其自由を發揚するに至れるの趣なしとせず。賃銀の増進は勞働者の所得を増加し、彼等に消費の自由を與へ、勞働時間の制限は勞働者に修養休憩の自由を豊にし、轉業、轉住の自由亦備はれるが如しと雖も、吾人は是等を以て、直に勞働者に經濟的自由の承認せられたるものとするを得るや否や、自ら議論なきを得ず。

所謂經濟的自由なるものに對しては、從來多數の論者は之を消極的に解釋し、人が自己の適當と信ずる方法に於て、自己の好む職業を營む場合に、何等の權力を以てしても、之に障礙の加へられざるを以て、經濟的自由なりとしたり。然れども經濟的自由なるものは之を完全に發揚するには、單に人の行動に對して、障礙の存在せざることをのみを以て、足れりとする能はず、之を享受せんとする者の間に、自己組織（セルフ・オーガニゼーション）の事實の伴うものなかる可からず。即ち人は自己の意識に基き、社會的組織を構成し、此組織の下に、代表機關を設立し、自己の進退を擧げて、一に此代表機關の決定する所に依らしむるは、經濟的自由の最大要件なりとす可し。換言すれば一の

産業に於て、之に従事する者は其企業者たると、勞働者とに論なく、一の團體を組織し、而して此團體自ら産業上の主權を擁し、團體に屬する總ての人の行動生活并に利害を律して、茲に始めて經濟的自由ありと稱するを得べきなり。今日文明諸國に行はるゝ工場法は種々の點に於て勞働者の勞働條件を保護するの效果あり、加ふるに職工組合は更に勞働者の自發的能力に依て、勞働條件の向上に力を致して己まざるものありと雖も、勞働者は果して立憲國民が憲法に依て、自家の權利を保障せらるゝと同一の保障を産業社會に於て有せりや、將た又勞働者の利益を確保する憲章の存するものありやと云へば、其然るを認むる能はず。然らば今日の國民たる、政治上に於ては一個の公民たりと雖も、産業上に於ては、公民たらず、組合員にも非ず、一箇の「手」を以て遇せらるゝに過ぎず、我國の如き未だ普通選舉實行せられず、勞働者の殆ど全數が政治に參與する地位に居らざる國に於ては、勞働者が一個の手に過ぎざるの境遇に在りとするも、尙ほ深く異とするに足らず。然も普通選舉の行はるゝ國に於ては、斯の如きは、社會的事相に於ける大なる矛盾とせざる能はず、又假に之を矛盾とせざるも、一個の國民が他の國民に對するに、人を以てせ

ずして、手を以てするが如き、社會上の公正を保つ所以なりとする能はざるなり。

二

労働者が今日一側の手を以て遇せらるゝ爲めに、其社會に於ける地位は果して如何なる關係に居れりとす可きや。今日労働者の社會上に於ける地位を忌憚なく説明せんか、彼等は仕事の存在する場合には、傭者に依て、雇傭せらるゝと雖も、仕事の存在せざる場合には、直に解傭せられ、仕事の有無、賃銀收得の成否若しくは生活上の安危一に偶然の機會に依て、決定せらるゝが如き不安定の境遇に居ること免かれず。若しも労働者の間に、職工組合に依て、或る組織の存するものあらんか、労働者は組合を通じて、賃銀并に労働時間の決定に、多少の發言權を有す可しと雖も、斯る組織の存せざる場合、組織あるも、其微弱なる場合には、賃銀は競争の壓迫に依り、労働者の生活を維持する最低限度に低落す可く、労働時間亦事業主の便利とする最大限度まで、延長せらるゝに至る可し。而して其孰れの場合に於けるを問はず、産業經營の政策に對しては、勿論工場管理の細目に就ても、労働者は之に容喙するの權利を有せず、多くの事業に於て、個數賃銀殊に出來高に依て、割増金を交

付する賃銀制度は労働者の認めて不可なりとし、常に抗議する所なるに拘はらず、資本家の採用する所と爲るが如き、個數賃銀支拂法が労働者に對して、何等協議する所なくして、採用せらるゝが如き、労働者中、傭者の感情を害して、解傭せられたる者は煽動者を以て目せられ、他の傭者に於て之を雇入れざるが如き、倫敦其他の港灣に於ける船渠業者が殊更に一時的労働者を雇入れて、生産費の節約を期せんとするが如き、近代經濟社會に於ける労働者雇傭の特徴にして、其産業的專制政治に左右せられて、不利益蒙る状態に居ることの甚しき事實は即ち明瞭なりとす可し。職工組合が如何に發達したりとするも、在來の形態に支配せらるゝ以上は、其産業に對する支配は消極的性質を有するものなるのみ。即ち職工組合は傭者に對して仕事の行はるゝ條件を課するを得べしと雖も、産業經營の方式に至つては、本來職工組合の關係する所に非ざるなり。傭者が職工組合を稱して、或は制限的組織と云ひ、或は商業を制限する團體なりとするは、組合が傭者又は傭者組合に對して、團體的取引を行ふ場合に、労働時間、賃銀其他の條件に就て、傭者の定めんと欲する所と異なる點に制限を加へんとするが故なるのみ、之を以て職工組合が産業の

組織に或る勢力を及ぼすの意なりと解釋するが如きは、事實を誤まるの甚だしきものなり。コール氏此點を論じて、下の言を爲したり。曰く直接の命令を與ふることを拒否せらるゝ團體は制限を方便として行動するを得るのみ。若しも吾人にして直接に工場又は事務所に對して、如何に産業の經營せらる可きやの命令を發する能はずとすれば、吾人の干渉を加ふる唯一の道は經營の權力を有する者に向つて、其の命令を發するに當り、吾人の要求する或る條件に服従す可きことを求むるに止まるものなりと。(G. D. H. Cole-Introduction to Trade Unionism, p. 103.)

職工組合に屬する労働者にして、單に上記の如き間接の支配を産業に加ふるを以て満足するものとすれば、從來の産業組織に何等の變革を加ふるを要せずと雖も、今日の労働者は決して在來の状態に於て、満足するものに非ざると共に、社會が彼等に満足を強要するが如き、即ち彼等をして産業的専制政治の下に立たしめんとするものに外ならず。職工組合は労働者の社會上に於ける地位を上進し、彼等の労働條件を改善したる効果の没す可からざるものありと雖も、尙ほ産業的専制政治の支配下より労働者を脱せしめんとするには、未だ足らざるものあり、此足ら

ざる所を充さんとするもの、即ち労働者の間に起れる新運動の一なりとす。然らば産業的専制政治に對するものは何なりやと云へば、産業的民主政治にして、其備者たり、労働者たり、資本家たり、企業者たるを問はず、總て生産に従事する者は之を一括して生産者とし、労働者亦此生産者團體に屬する一種の組合員として、代表者を選任し、他種の生産者を代表する者と共に、生産の組織并に政策を議決し、之を實行するの任に當らしむるを以て、其骨子とするものなり。故に産業的民主政治を實現するに當つては、其出發點を職工組合に置かざる可からず。職工組合の主義にして今日に於けるが如く、單に賃銀并に労働時間の問題に適用せらるゝに止まらず、産業政策若しくは工場管理の問題に及ばんか、産業的民主政治は正に其端緒を發したるものとす可く、從來労働と産業管理との間に設けられたる境界は遂に撤去せらるゝの道理なり。從來僱者は自己の欲する儘に、事業を經營するの自由を有したるが故に、労働者に課するに、彼等の意思に反する労働條件を以てしたるのみならず、時に賃銀并に労働時間に關して、職工組合の及ぼさんとする支配を破毀したるの事例少なしとせず。即ち僱者が其仕事の組織に隨時變更を加ふる

が如き、個數賃銀に變更を施して、此賃銀を收得する者に變更の己むを得ざる理由を示さざるが如き、労働者に、何等謀る所なくして、新機械新生産技術を誘導するが如き、何時に於ても、労働者中の或る者を解僱し、然も之を解僱するに至れる事由を明にせざるが如き、従來僱者が産業經營の必要に關聯して、實行したる所に係れり。即ち僱者の見地より云はんか、事業經營の自由は労働者に對する管理を包含するものなれども、如上の手段に依て、僱者が労働者を管理するが如き、要するに人身の自由を傷け、又經濟上の能率を害するの嫌あるを免かれず。産業上の能率を發揮するに就て、大なる妨礙と爲るものは、即ち産業的專制政治にして、人を遇するに手を以てし、單に秩序規律を遵奉して、何等の思慮を廻らざる者を最良の労働者とするの風を導かんか、労働者は産業上に其手を與う可しと雖も、其頭腦を與へざるに至るは、最も賭易きの道理なりとす。

三

茲に於てか經濟上に於ける資本労働の關係を改新し、今日の如く資本の所有者が單に營利の目的を以て、労働者を使役する状態より、社會に對して或る利益を致

すの目的を以て、労働者をして資本を使用せしむる状態に推移するの所説を生ずるに至るは、着想自ら序に適したりとせざる可からず。今日の制度に於ては、産業を管理し、經營するの權能は一に資本所有者の掌握する所に係り、資本の運用に依り、所有者の收むる有形的利益の多寡は事業の成敗を決定するの標準たるの觀あり。従來社會の改革を必要とする識者は、此状態を以て、不可抗力に屬するものゝ如くに信じ、資本の優越的地位に對して、労働の從屬的境涯あるも、之を既定不變の現象若しくは現代の經濟組織に於て、必然己むを得ざる事相なりとし、單に賃銀、衛生、教育等の國民的最小限度と労働時間の國民的最大限度とを確定して、以て前者に或る制限を加へ、又後者を或る程度まで緩和するに止めんとしたり。是れ資本家を僱者とし、労働者を被僱者とする關係若しくは階級的差別を存續し、又更に進んで之を是認する場合に於て、當然の結果なるが如しと雖も、元來社會階級の間上記の如き區別を設け、一方の階級をして他方の階級に從屬せしむるは事の根柢に於て、大なる過謨の存するものあり。資本と云ひ、労働と云ひ、其生産に對する關係に於て、何等相違するものなき以上は、資本の勢力を以て、労働に種々の條件を課

するの違法背理なるは論を俟たず。資本家と云はず、労働者と云はず、總て其生産者たるの見地に於て、産業的權勢の中樞に居らしめ、唯社會全體の利害に訴へて、適當なる制限を施す可きのみ。

近年世間に模範工場と稱せらるゝものあり。斯く稱せらるゝは其工場に於て、労働者の賃銀高率にして、又賃銀以外の労働條件の良好なるの事實に基くものなるや、疑を容れずと雖も、此場合に於ても、労働者は尙ほ資本家に對して、從屬的地位に居ることを免かれず。資本家に對して如何に労働者に懇切なりとするも、彼等の生命を支配し、自己の意思に依て、或る労働者を雇入る可く、或は之を解僱す可く、其就業時間の長短を決す可く、或は就業中に労働者の行動を律する諸規則を制定するを得べし。果して然らば資本家に對する労働者の從屬的關係は今日の産業社會に於ける一の特徴を以て見る可く、而して此關係たる、現在の賃銀制度を維持する場合に、已むを得ざる所なりとす。蓋し賃銀制度の下に於ては、資本家が或る労働者を使役して、利益ありと信ずるときに、始めて賃銀の支拂はるゝを見るべく、而して労働者にして一旦賃銀を收むるや、一方に産業に對して何等の管理権を有せ

ざるは勿論自己の労働に依て産出せられたる産物に對しても亦何等の權利を有せざるなり。労働者を斯る屈從的地位に置き、其正當の要求を認めずして、労働者と資本家との永久的調和は之を望む可からず。此見地に於て、前論の如く、労働者の産業管理権を承認するの必要ありとして、如何なる機關の下に、労働者をして此管理権を實行せしむ可きか、此點に就ては千九百十七年英國に於てジエー、エッチ、ホキットレー氏を委員長として改造省内に設置せられたる「傭者被傭者間の關係」に關する委員會の報告書に掲げられたる方策の參考に資す可きものあり。今其要領を説明せんに、大工場に於ては傭者并に労働者の代表者に依て組織せらるゝ二種の會議を設立し、其一たる分科會議に於ては、一工場の重なる部局に於て、例へば三個月以上労働に従事する二十一歳以上の男工并に十八歳以上の女工をして毎五十名に對して一名の割合を以て、代表者を選擧せしめ、之を議員とする一方に、他の一般會議は分科會議の議員中より互選したる若干名の議員を以て組織し、分科會議の廻付する案件を議決するの組織とし、而して會議の處理す可き事項として、十數條の要求を擧げらるゝを見たるが、要するに在來の賃銀制度を破棄し、之に代

うるに第一労働者を以て労働力を生ずる無機物とせず、一個の人間を以て遇すること、第二就業中たると、失業中たると、疾病時たると、健康時たるとを問はず、賃銀の支拂はるゝこと、第三自己の僚友と共に、労働者自ら生産の組織を支配すること、第四自己の産出したる産物に對しては労働者自ら或る權利を有することの四個條を骨子として、労働者をして自ら産業に従事する報酬額を決定し、又自ら之を獲得し、賃銀として資本家の給與を仰がしめざらんとするものなり。

然れども今日英國の産業社會に上記の機關を必要とするの意見を生じ、屢々労働者の會議に於ける議題と爲り、時に労働者は産業管理權を掌握するに非ざれば、職業に就かざることを聲言しつゝあるが如き、決して突飛の言動を以て、之を目す可からず、斯る言論の世間に現出するに就ては、根柢の頗る深きものあることを認めざる可からず。蓋し英國に於ては從來中央并に地方を通じ、重要な産業に於ては、備者と職工組合指導者との間に於ける聯合委員會の組織せらるゝを常としたり。唯此委員會の職務とする所は労働争議の解決に當るに止まれりと雖も、此以上に委員會に永久的性質を有せしめ、且つ他の職務を行はしむることの有利な

らざるやは、夙に世間の問題に上り、現にチャールズ、ブリス氏の如き、此種の意見を公にしたることあり。即ち氏は備者をして職工組合を理解せしめ、職工組合をして備者を理解せしむる爲めに、諮問機關として、備者并に労働者を代表する永久的委員會を常設し、兩者に關する一切の問題を審議するの衝に當らしむ可きことを提案したり。斯る意見たる、其根源とする所は千九百九年の最低賃銀國定法、千九百十一年の炭坑法、千九百十二年炭坑最低賃銀法に於ける聯合委員會制度に發し、是等委員會に労働者を加へて、賃銀の決定に労働者の意見を參酌する方法に一步を進め、産業の管理に就て、更に労働者の意見に準據せんとするものに外ならず。彼の軍需品法制定に先だち、英國政府の代表者が屢々職工組合代表者に向つて、政府并に備者のみを以て、労働力を統合するの困難を訴へ、此點に就て職工組合の援助を求めたるが如き、明に産業的專制政治の不可なる所以を認め、此形態を脱却せんとするの意嚮を示したるものに外ならず。蓋し産業的專制政治の下に於ては、労働者に對する處置を講じ、又其待遇を決するは獨り備者の職務に屬し、他に何もの、協力を要せず、又之を欲せざりしと雖も、産業的民主政治の下に於ては、各種の

會議を興し、又協定を盡して、一國産業の經營せらるゝ責任の一部を職工組合又は其指導者に移すを以て、自然の勢とす可し。英國に於て労働者に對して、此種の責任を負はしむるを辭せず、労働者亦進んで之を負はんとするの覺悟と自信との存するは、年來同國に於て民主政治の發達したる徑路に徴して、偶然に非ざるを知る可きなり。

四

最後に一考を要するは、將來殊に労働者の産業管理権が萌芽を發したる場合に、職工組合が在來の形態に於て、發達するに止まるや、將た又其形態に異變を生ず可きやの問題是れなり。蓋し從來の職工組合は、賃銀其他労働條件の改善に力を致し、此目的を達する爲めには、所謂鬭争的職分を盡して、資本家が労働者に與ふることを好まざるものを自家の掌裡に奪取するの手段に出でたり。故に職工組合の存在するや、單に當面の問題を處理するに忙はしく、大局永遠の利害を閑却するの趣あるを免かれざりしと雖も、其組織の如きも亦資本家に對して、鬭争を試みるの便宜に着目して、決定せられたり。即ち職工組合に加入する労働者の資格に嚴重

なる制限を加へて、以て標準賃銀の維持を容易ならしむるを期したるが如き、一に資本家に對する鬭争を容易ならしめ、又勝利を博するの便宜より、打算せられたる制限的條件を以て見る可きものなるが、今や職工組合にして、單に労働條件の改善と云ふが如き社會事相の一局部に干與するに止まらず、進んで産業組織を改新し、産業に於ける專制政治に代ふるに、民主政治を以てせんとする場合に、職工組合が從來の如き制限的組織を墨守し、自家の團體的努力に依て生じたる利益を自家獨り分配するの態度を持して、可なりとするを得るや否や。斯の如きは從來に於ても労働者階級中に、一の貴族的階級を樹立するものとして、世人の非難を免かれざる所なりき。果して然らば産業的民主政治の下に、労働者が産業に對する管理権を收めて、労働者たる從來の境遇を脱却せんとするに當り、特殊の階級に居る労働者のみ此利益を壟斷し、他の労働者は之を依然たる賃銀奴隸の地位に置かんとするは、民主政治の實に反するの甚だしきものにして、恰も政治上に於て制限選舉制度を實行し、一部の國民に政治に參與するの權能を與へずして、尙ほ民主政治の名を僭するの不合理なるを異なる所を見ざるなり。故に職工組合を機關として、産

業的民主政治を行はんとする以上は、職工組合は宜しく其維持し來れる制限的條件殊に組合員加入資格に關する制限を撤廢するは勿論進んで職工組合に對する加入を總ての勞働者に強制するの方針に出でざる可からず。英國は職工組合の發達最も著しき國なると同時に、勞働者の産業管理權に關する要求の頗る強き國なり。而して此國に於て、各種の産業に使役せらるゝ勞働者の數は一千四百萬人の多きに上るに對し、職工組合に屬する者は三百二十五萬人即ち全數の四分の一以内に過ぎずとすれば、職工組合を從來の形態に置きて、産業的民主政治の實現せられざるは勿論にして、其實現を期するには、今日無組織の状態に居る約一千萬人の勞働者の爲めに、組織を設くるの急務なることを認めざる可からず。茲に於てか從來の如く、職工組合を以て、任意の團體とせず、其組織に強制主義を適用するの說を生ずるに至る可し。隨て多年任意主義の下に發達して、一個の自治團體と爲れる職工組合を一變して、全然異なる主義の支配を受けしむるを不可なりとする守舊論に接するは、自然の狀勢とせざる可からず。嘗に外部に於て斯る感情の存するのみならず、職工組合の内部に於ても、同一の感情頗る強く、組合の役員は自

己の地位に大なる誇を有すると共に、組合員其ものを自家の私有財産なるが如くに認め、一方に組合員は組合の支出する各種惠與金を以て、自己の獨り享有す可きものと信じ、隨て他の組合と合併し、又は他人の無制限に組合に加入するを以て、惠與金に對する權利を微弱ならしむるものとして、之を喜ばざるの趣あり。是れ從來職工組合の聯合若しくは改造に對して妨礙を加ふるの原因たりし所なり。コール氏は今回の戦争を機會として、職工組合所屬の勞働者が大に知見を開發し、組合の目的に就て、正當の理解を有し、一方に種々の異なる組合の所屬員は互に接近して、各自の見解は勿論共通の見解點を披瀝して、其間に意思の疏通を得たるを以て、職工組合の運動亦一新せらる可きの意見を公にしたれども、果して然るを得るや否や、遽に之を斷定する能はざるなり。

元來職工組合の組織に就ては、從來二個の衝突する理論の行はれて已まざるものありき。其一は熟練勞働者と不熟練勞働者とを區別して、別種の組合を組織せしめ、職工組合は専ら熟練技工の立脚地を保護するに用に供し、彼等をして單に備者に對抗するのみならず、不熟練勞働者に對抗して、生活の程度を上進せしめんと

期するものなり。之に反して第二の理論に於ては、熟練労働者たるも、不熟練労働者たるもを問はず、總て之を同一組合に加へ、組合を以て、階級戦争の機關たらしむるを期するものにして、此見解を以てすれば、労働者階級に於て、或る差別を設くるが如きは此階級若しくは社會全體の進歩を妨ぐるものとす可く、總ての差別を擧げて同一組織の下に融和せしめんとす。前者は所謂クラフト、ユニオニズムにして、後者は所謂インダストリアル、ユニオニズムなり。今、兩種の組合組織を比較せんか、インダストリアル、ユニオニズムが資本家に對抗する點に於て、クラフト、ユニオニズムよりも大なる勢力を有することは之を争う可からず。蓋し資本主義の團結に對しては、労働者亦團結の勢を以てせざる可からずと雖も、クラフト、ユニオニズムに於ては、労働者間に於て、其地位に異同ありて、時に利害の違反を生じ、鞏固なる團結を見る能はざるを以てなり。之を鞏固ならしむるには、階級闘争の觀念を以て、組合を組織し、總て産業に關係を有する労働者を擧げて、此團結に屬せしむるを必要とす可し。若しも職工組合にして、組合員に對する保護を唯一の目的とし、賃銀制度の下に於て、労働條件を改善することを主眼とするものならんか、其組

織の如何は敢て問う所に非ずと雖も、右の以上に更に大なる目的を有し、組合を通じて、産業社會に於ける自治を求めんとする以上は、所謂インダストリアル、ユニオニズムに據り、産業に關係ある全人員を抱擁して、以て産業に對する管理權を獲得するの必要あるや、論を俟たざるなり。千九百十八年一月英國の労働黨は新綱領を議決し、内國關係、本國殖民地關係并に國際關係の三種に區別して、種々の事項を公にしたるが、其の一個條として、労働黨は「手を以てすると、頭腦を以てする」とを問はず、總ての生産者をして其勤勞の全果實を收得せしめ、生産資料の共同的所有を基礎として行はるゝ公正なる分配を實行し、且つ各種産業又は勤勞の民衆的行政并に管理に關する制度の現實せられ得るものゝ實行を期すと聲明したるが如き、即ち労働黨が労働者の産業管理權を目標として、政治上に、社會上に行動するの意思を有することの材料を供へたるものなり。而して労働黨が千九百十八年六月新綱領の下に、第十八回年次會を開くや、黨員總數二百七十二萬六千人に上り、其内譯を示せば、職工組合員二百四十九萬七千人、職業會議員七萬一千人、地方労働黨員十萬八千人、社會主義團體員五萬人なりと云ふ事實に徴し、労働者の産業管理權を

掌握せんとする希望が如何に職工組合の内部に蔓延しつゝあるやの一斑を窺うに難からず。資本家と勞働者との境界を撤廢する所説の如き、年來一個の空想を以て目せられ、貸銀制度の如き、如何なる場合に於ても、必ず維持せられざる可からざるものゝ如くに認められたるが、今や曩日の空想は必ずしも一片の空想に非ずして、實行的價値の存すると同時に、從來の經濟社會に於て、必要とせられたる制度亦敢て然らざるの觀なき能はず。時勢の變遷の急なること、眞に驚く可しとす。斯る際に臨んで、我國に於て漠然資本勞働調和論の唱出せらるゝが如き、滑稽と云はんか、奇怪と嘲らんか、之を評するの辭なきに苦むものなり。

トーマス・モリアのユートピアと其共產主義的思想(下)

高橋 誠 一 郎

八

外征に急にして内政を顧みざる國王君侯、懶惰放恣なる貴族郷紳、横暴なる資本的牧畜業と窮民の増加、有害なる獨占と一般物價の騰貴、苛酷なる刑罰、過重なる課税、王權に依りて是認せられ、時に設定せられたる適法の不正——是等は總てUtopiaの第一編に於て吾人の眼前に明確に表示せられたる所のものなり。爰に描き出されたる當時の社會状態は何れの見地より觀るも陰慘たる繪畫なり。然れども第二編に入るに及びて局面は一變せり。茲に吾人は富もなく貧もなく至善至福なるUtopia國の全然相異せる光景に接するを得るなり。

遮莫彼が此無何有の理想郷を説くに當りても、其全篇を通じて吾人は彼の心意が常に現實の英國を離るゝこと能はざりしを認むるなり。Utopiaは英國と等しく